

会 議 録 ( 1 )

会 議 の 名 称	平成30年度(第2回)入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成30年7月24日(火) 午後2時00分開会・午後3時10分閉会
開 催 場 所	入間市役所 B棟 5階 全員協議会室
議 長 氏 名	松下庄一
出席委員(者)氏名	1号委員 齋藤大治、齋藤めぐみ、花島綾 晝間達夫(会長代理) 2号委員 粕谷光由、澤田壽一、宮城公子 3号委員 永田雅良、星野英一、松下庄一(会長)、梶島隆富 4号委員 清尾修、寺山守夫、松川知道
欠席委員(者)氏名	1号委員 中沢茂樹 2号委員 瀧仁孝、寺師良樹 3号委員 臼井秀
説明者の職氏名	議事 (1) 平成29年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて 坂田主幹 (2) 平成30年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について 坂田主幹 (3) 平成31年度以降の税率改定の実施時期等について 坂本主幹 その他 (1)報告事項 ① 糖尿病性腎症重症化予防事業について 須田副主幹 ② 高血圧者受診勧奨事業について 須田副主幹 ③ 医療費の増加抑制に係るPRについて 坂田主幹 (2)事務連絡 次回会議予定について 坂田主幹
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録(2)」のとおり(公開)
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市 長 田中龍夫 健康推進部長 晝間昭彦 健康推進部次長 田代清治

	国保医療課長 村田雄一 国保医療課主幹 坂田誠、坂本満 国保医療課副主幹 須田香織、田島由美子 収税課長 豊泉兼一 収税課主幹 文字山繁夫 健康管理課長 石原健二 地域保健課長 須田美菜子
会議録作成方法	要点記録

## 会 議 録 ( 2 )

### 議事の概要 (経過) ・決定事項

- 1 開会 (司会)
- 2 会長あいさつ (松下会長)
- 3 市長あいさつ (田中市長)
- 4 議事 (議長 : 会長)
  - (1) 平成 29 年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて (事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承)
  - (2) 平成 30 年度入間市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (案) について (事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承)
  - (3) 平成 31 年度以降の税率改定の実施時期等について (事務局からの説明・質疑応答の後に、平成 31 年度の税率改定は見送り、平成 31 年度以降の税率改定は、平成 32 年度から 35 年度に県から示された赤字額を基に審議を行うこととする)
- 5 その他
  - (1) 報告事項
    - ① 糖尿病性腎症重症化予防事業について
    - ② 高血圧者受診勧奨事業について
    - ③ 医療費の増加抑制に係る PR について
  - (2) 事務連絡  
次回会議予定について
- 6 閉会 (晝間会長代理)

会 議 録 ( 3 )

発 言 者	発 言 内 容
<p>事 務 局 会 長 市 長 会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>開会 (省略)</p> <p>会長あいさつ (省略)</p> <p>市長あいさつ (省略)</p> <p>本日の出席委員は14名です。欠席は中沢委員、瀧委員、寺師委員、臼井委員の4名です。よって、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。本日の会議の議事録署名委員は、1号委員から齋藤めぐみ委員、2号委員から粕谷委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。議題1、平成29年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて事務局より説明願います。</p> <p>平成29年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて、説明いたします。資料につきましては、資料1-(1)及び1-(1)-追加、1-(2)の3つになります。</p> <p>資料1-(1)及び1-(1)-追加には、決算の全体像と、歳入歳出の各科目の金額を記載しています。資料1-(2)は、主な歳入歳出の内容についてとりまとめた報告書になります。</p> <p>説明につきましては、資料1-(1)を基に説明いたします。</p> <p>まず、決算の概要、全体像についてですが、資料の1ページ、2ページをご覧ください。</p> <p>円グラフで歳入歳出の全体像を表したものになります。左のページが歳入、右のページが歳出になります。</p> <p>まず、歳入についてですが、グラフを時計で例えますと、0時から2時の部分は、歳入の根幹をなす国民健康保険税で、全体の約18%を占めています。次にグラフの2時から11時の部分ですが、医療費支出に対する国や県などからの交付金等で、全体の約73%を占めています。次に11時から11時50分くらいの部分ですが、「一般会計繰入金」になります。このうち、「ケ」のいわゆる法定分は、低所得者の保険税の軽減に対する国・県からの補填金などです。また、平成27年度からの国の財政支援金1,700億円分を含んでいます。「コ」の「その他」、いわゆる法定外繰入金は、歳入歳出の収支不足を補うため、一般会計に助けてもらったお金7億5,600万円です。次に残る12時までの部分ですが、平成28年度からの繰越金のほか、国保税の延滞金、第三者行為に係る返納金などになります。</p> <p>歳出についてですが、0時から7時の部分が、保険者として医療機関や被保険者に直接支払いをする医療費等の保険給付費で、全体の約58%を占めています。7時から11時30分の部分が保険給付費以外の医療費関連の支出、後期高齢者支援金等の拠出金などで、全体の約39%を占めています。残る11時30分から12時の部分は、総務費、保健事業費などの費用になります。</p> <p>全体像についての説明は、以上です。</p> <p>続きまして、歳入歳出の各科目について説明いたします。3ページ、4ページをご覧ください。</p> <p>歳入についてですが、網掛けをしてあります科目「款」毎に、金額の</p>

左から2列目の決算見込額と6列目の前年度比較により説明いたします。

まず、款1国民健康保険税につきましては、平成27年度に実施した税率改定の効果はあるものの、被保険者数の減少により、決算見込額は34億2,671万円で、前年度より1億7,082万円の減額となりました。次に、款2使用料及び手数料は、国保税の納税証明書の交付手数料で、決算見込額は1万600円です。款3国庫支出金は、一般被保険者の医療費などの支払いに対する国の負担分で、決算見込額は36億9,617万円です。この中には、保険者の経営努力に対する交付金、いわゆる特特分等も含んでおり、平成29年度は1億5,774万2千円を獲得することができました。これで、4年連続して1億円を超える交付金を獲得しています。次に、款4療養給付費等交付金は、退職被保険者等の医療費に対して、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、被用者保険が負担をしています。決算見込額は1億6,692万円で、前年度より2億515万円の減額となりました。減額の理由は、退職者医療制度廃止からの経過措置が平成26年度末に終了し、対象者が減少していることによるものです。次に、款5前期高齢者交付金は、65歳以上の前期高齢者に係る医療費について、各保険者が拠出し、その加入人数に応じて、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、決算見込額は49億6,456万円で、前年度より3億9,543万円の増額となりました。款6県支出金は、一般被保険者の医療費などの支払いに対する県の負担分ですが、決算見込額は10億3,895万円です。

5ページ、6ページをご覧ください。

款7共同事業交付金は、県内市町村国保の財政を安定化するため、埼玉県国民健康保険団体連合会が主体となって実施している再保険制度ですが、決算見込額は38億3,456万円で、前年度に比べ、1億7,778万円の減額となりました。款8財産収入は、三つの基金の利子収入で、決算見込額は7万1,174円です。款9繰入金については、13億5,400万円となりました。先ほど全体像で説明しましたが、法定分の決算見込額は5億9,745万円、法定外の決算見込額は7億5,654万円です。款10繰越金、平成28年度からの繰越金2億7,256万円です。款11諸収入は、国保税の延滞金、交通事故などによる第三者行為の返納金で、8千954万円となりました。

歳入総額は、188億4,408万円で、前年度に比べ3千821万円の減額となりました。

歳出についてですが、7ページ、8ページをご覧ください。

款1総務費ですが、被保険者証の発行やレセプトの審査費用などの事務費で、7,048万円となりました。前年度に比べ1,208万円の増額となりました。これは、主なものとして税統合システム改修（広域化に伴い導入する国保情報集約システム）（県内市町村との資格情報）との連携、ミサリオ（マイナンバー）改修及び情報連携システム導入の費用があったことによるものです。款2保険給付費、医療機関や被保険者に対して支払う医療費等ですが、105億4,209万円で、前年度に比べ1億8,006万円の減少となりました。これは、前年度よりも一人当たりの医療費は増加しているものの、被保険者数が年度平均で2,

278人減少していることから全体としては、減少しています。

9ページ、10ページをご覧ください。

続きまして、款3後期高齢者支援金等は、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度への支援金ですが、決算見込額は21億6,960万円、前年度と比べて1億1,802万円の減額となりました。その理由は、社会保険診療報酬支払基金への支払金において、被保険者数の減少から、平成29年度の概算額が平成28年度より減額となったこと、また、平成27年度分の精算に係る減額があったことによるものです。款4前期高齢者納付金等は、65歳以上の前期高齢者の加入状況に応じて拠出するもので、決算見込額は799万3千円となりました。款5老人保健拠出金は、平成19年度で老人保健制度は廃止となっていますが、その事後処理に係る事務費として3万6,981円を拠出しました。この事務については、これまで社会保険診療報酬支払基金が行っていましたが、平成30年度以降は、後期高齢者医療広域連合が行うことになることから、平成30年度以降は、拠出金が不要になります。次に、款6介護納付金は、介護保険の財源として各保険者が拠出する費用で、8億42万円を拠出しました。前年度と比べて4,275万円の減額となりましたが、その理由は、社会保険診療報酬支払基金への支払金において、対象被保険者数の減少から、平成29年度の概算額が平成28年度より減額となったこと、また、平成27年度分の精算に係る減額があったことによるものです。款7共同事業拠出金は、決算見込額が40億8,307万円、前年度に比べ、2億5,986万円の減額となりました。款8保健事業費は、特定健康診査や糖尿病性腎症重症化予防事業などの保健事業に係る費用ですが、決算見込額は1億9,669万円となりました。次に、款9基金積立金は、保険給付費の支払金不足に備える積立金について、不測の事態に対応できるよう5千万円を積み増したことで、定期預金による運用をしたことによる利子収入5万4,299円です。款10公債費は、万一、支払金等に不足が生じ、金融機関等から借り入れが必要となった場合の、利子の支払い費用ですが、借り入れは行っていません。

11ページ、12ページをご覧ください。

款11諸支出金は、過年度の国の療養給付費等負担金の確定による償還金や国税の還付金などで、決算見込額は1億1,995万2千円となりました。

歳出総額は、180億4,041万円で、前年度に比べ5億6,931万円の減額となりました。

本日追加でお渡しした資料1-(1)-追加をご覧ください。

平成29年度決算見込額の総括ですが、歳入総額188億4,408万2,353円から、歳出総額180億4,041万1,999円を差引いた形式収支では、8億367万354円の黒字となりました。

この形式収支額から、前年度形式収支額2億7,256万4,964円と、その他一般会計繰入金7億5,654万8,880円を差し引き、基金積立金5千5万4,299円を加えた実質単年度収支では、1億7,538万9,191円の赤字となっています。

平成29年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについての説明は以上です。

<p>会 長</p>	<p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。 何かご質疑等ございますか。 (質疑なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>平成29年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについては、ご了承いただいでよろしいでしょうか。 (意義なし)</p>
<p>会 長</p>	<p>議案のとおり了承します。 議題2、平成30年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について事務局より説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>平成30年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について、説明いたします。 資料につきましては、資料2になります。1ページ、2ページをご覧ください。 今回補正する科目については、網掛けをしてあります。補正額につきましては、左から2列目の補正第1号になります。 歳入の補正内容ですが、款5財産収入は、平成30年4月1日に廃止した保険給付費支払基金に代わって新たに設置した国民健康保険財政調整基金と出産費資金貸付基金の定期預金等による利子収入の見込みにより、25万8千円の増額をするものです。 次の款7繰越金は、平成29年度決算による形式収支8億367万円を繰り越すものです。 次に、款8諸収入の2千円の減額については、後に歳出で説明いたしますが、平成29年度の国の療養給付費等負担金及び退職医療療養給付費等交付金の額が確定したことから不用額を減額するものです。 3ページ、4ページをご覧ください。 歳出の補正内容ですが、款1総務費 項1総務管理費 目1一般管理費の27万円の増額については、国保制度改革等に伴う療養給付費等負担金等の積算システムの改修による増額です。次に、款3国民健康保険事業費納付金の368万7千円の増額は、県納付金の額の確定(本算定)による増額補正をするものです。納付金の額については、年度の途中で変更されることはないとは説明申し上げているところですが、今回の増額補正については、当初予算額は、「秋の試算」に基づいて計上してあり、平成30年2月の本算定の金額に合わせるものであり、増額になった訳ではありません。 次に、款6基金積立金2億879万2千円の増額は、主に事業費納付金の支払金不足に備えるため、「国民健康保険財政調整基金」への積み増しのため、2億853万5千円を計上するものです。残る25万7千円については、預金利子収入の増額見込みによるものです。 「資料2-追加」の資料をご覧ください。平成30年4月1日をもって廃止した保険給付費支払基金と高額療養費つなぎ資金貸付基金の平成29年度末の残高を平成30年4月1日に新たに設置した「国民健康保険財政調整基金」に積立て、平成30年4月の残高は、3億2,384万4,701円となっております。今回の増額補正により平成30年末残高は、5億3,237万9,701円と見込まれます。これは、資料の下欄にありますように、市としての財政調整基金の積立目安額である保険給付費の5%額を積み立てるものです。</p>

<p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>但し、この積増し額については、事務局としての考え（案）であり、現在、財政部局と調整中であり、積立額が変更となる場合もあることをご了承ください。</p> <p>次に、款 8 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 5 償還金 2 億 4, 2 0 6 万 2 千円の増額については、国の療養給付費等負担金と、退職被保険者等に係る療養給付費等交付金の過年度、平成 2 9 年度の精算額の確定に伴う返還金を計上するものです。</p> <p>同じく項 2 繰出金については、前年度からの繰越金から先ほど説明しました過年度償還金、基金積立金等の必要経費を差し引いた額を一般会計へ繰り出すこと及び出産費資金貸付基金の預金利子収入の見込みにより補正するものです。</p> <p>但し、この一般会計への繰り出し額についても、事務局の考え（案）であり、基金積立金と同様に財政部局と調整中であり、繰り出し額が変更となる場合があります。但し、基金積立金と繰り出し金の総額が変わることはありません。</p> <p>5 ページ、6 ページをご覧ください。</p> <p>款 9 予備費 8 8 万 7 千円の減額につきましては、歳入歳出額の差を調整するものです。</p> <p>以上の補正内容により、歳入、歳出、それぞれ 8 億 3 9 2 万 5 千円を追加し、補正後の総額を 1 6 2 億 2, 5 7 9 万円とするものです。</p> <p>平成 3 0 年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）の説明につきましては以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>何かご質疑等ございますか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>平成 3 0 年度入間市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）については、ご了承いただいでよろしいでしょうか。</p> <p>（意義なし）</p> <p>議案のとおり了承します。</p> <p>議題 3、平成 3 1 年度以降の税率改定の実施時期等について事務局より説明願います。</p> <p>平成 3 1 年度以降の税率改定の実施時期等について、ご説明いたします。資料につきましては、資料 3 になります。</p> <p>初めに、前回の決定事項について、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>前回の協議会にて決定しました事項につきましては、国保税の税率改定の考え方についてご協議をいただき、答申に基づく改定から標準保険税率に基づく改定へ変更することでご承認をいただきました。</p> <p>これにより、今後は広域化の方針に沿った改定を実施していきます。</p> <p>次に、本日ご協議いただきたい平成 3 1 年度以降の税率改定時期等について、ご説明いたします。</p> <p>広域化の現状等について、ご説明いたします。</p> <p>平成 3 0 年度国保税の本算定による課税総額と標準保険税率による課税総額の比較についてご説明いたします。</p> <p>表をご覧ください。</p> <p>それぞれの項目における課税総額を試算しました。この結果、標準保険税率を基に税率改定を実施していく上での、平成 3 0 年度の本算定の</p>
---	--



課税総額と標準保険税率での試算による課税総額の乖離額は、約1億7千万円となります。

次に、財政調整基金についてご説明いたします。

平成30年度9月補正後の財政調整基金保有額は、約5億3,200万円です。

今後、平成29年度決算見込みにより、形式収支の一部を財政調整基金へ積み増しすることにより、約5億3,200万円の財政調整基金を確保することができます。

この金額は、市としての目安額である保険給付費の5%相当額を確保することとなり、不測の事態に対応できる金額であると考えます。

ただし、先ほど補正予算でご説明しましたとおり、財政調整基金への積み増し額につきましては、現在、財政部局と調整中であり、今後、その額が変更となる可能性があります。現在の基金保有額は、約3億2,384万円となっております。

次に、国民健康保険事業費納付金について、ご説明いたします。

平成30年度から広域化がスタートしましたが、初年度であるため、今後、県へ納付する納付金額等の動向が不透明であり、現状における推計で納付額等を判断することは難しい状況であると考えます。

最後に、赤字解消・削減計画について、ご説明いたします。

赤字削減計画書を今年度末までに策定し、県へ提出することとなっております。今後、平成29年度における赤字額が県から示され次第、赤字解消・削減計画書（案）を作成します。

ここまでの説明を踏まえ、事務局の案として、平成31年以降の税率改定について、ご説明いたします。

国保広域化に伴い、県内市町村すべてが、県から示される「赤字額」を基に、平成35年度までにその解消に向けた計画を作成することになります。

したがって、当市における今後の税率改定は、この計画の中で対応することになります。

県では、平成29年度における赤字額を年内に示すこととしており、示された後、赤字額の削減計画を作成することになりますので、平成31年度に税率改定を行うことはスケジュール的にも難しい状況です。

また、31年度に実施した場合には、被保険者に2か年続けてのご負担をお願いすることになります。本年2月に県から示された標準保険税率で試算した課税総額と答申の2回目である平成30年度本算定の課税総額を比較しても、そのかい離額は約1億7千万円と、今までの税率改定幅に比較しても少額であることを考慮すると、引き続きとなる31年度の税率改定は、見送ることが望ましいと考えます。

このため、平成31年度以降の税率改定は、平成32年度から35年度の4か年の中で、今後の県内市町村の動向、また広域化後の状況を見ながら、示された赤字額を基に、当協議会でご審議いただきたいと考えております。

なお、この赤字額の削減計画は、平成30年度末までに作成し、県に提出することになっております。

以上のことから、1点目に、平成31年度の税率改定については、これまで説明してきた内容を踏まえて、実施しないことで良いか、ご協議

会 長	<p>いただきたいと思ひます。</p> <p>2点目に、先ほども説明しましたとおり、その後の平成35年度までの赤字額の削減計画書については、税率改定の実施時期や税率改定内容の案をお示ししますので、次回以降の協議会にてご審議いただきたいと思ひます。</p> <p>現在、日程等については検討中ですが、今後の協議会の開催につきまして年内開催と平成31年2月の開催の2回を予定しております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
花 島 委 員	<p>只今、事務局より説明がありました、まず確認事項として、前回の協議会で答申に基づく改定から、県が示す標準保険税率に合わせていくための改定へと舵取りをすることについて決定させていただきました。</p> <p>本日は事務局の説明のとおり、一点目に、平成31年度の税率改定を実施するか否かご協議いただく訳ですが、事務局の案としては、現状を勘案すると平成31年度の税率改定は、見送ることが望ましいとの説明でした。</p> <p>このことについて、ご協議願ひます。</p>
齋藤め委員	<p>平成35年度までに赤字解消を行っていくことになる訳ですが、平成31年度の税率改定は待った方がよいのか、平成35年度にむけて早めに税率改定を行っていくのがよいのか、結論が出ない状況です。</p> <p>税率改定をしなくてよいのであればありがたいですが、平成35年度までに赤字解消を行っていくのであれば、少しずつ税率を見直すことが大事だと思ひます。</p>
齋藤大委員	<p>国民健康保険税に限らず、他の税金もあがっていますので、平成31年度は見送り、平成32年度から見直すことがよいのではないのでしょうか。</p>
梶 島 委 員	<p>税率改定を行うことで、赤字を解消していくことはわかるのですが、保険給付に対して厳格に運営していく考えはないのですか。例えば、ジェネリック医薬品を使い、保険給付額を減らすこと等、考えていないのですか。</p>
事 務 局	<p>赤字削減計画についてですが、税率改定で解消する部分もあるのですが、赤字額について全てを税率改定で解消する訳でなく、税率改定以外に保険者も努力をしております。ジェネリック医薬品の利用促進を図り、保険者及び被保険者の負担を減らす、また、糖尿病性腎症重症化予防事業や高血圧者受診勧奨事業により、被保険者の生活習慣を改善し、生活習慣病を重症化させない等で医療費を抑えていく等、努力をしております。また、国民健康保険税の収納についても努力をしておりますし、収納率をあげ、赤字を解消していくことも考えています。</p>
会 長	<p>赤字削減計画については、今後、協議会で計画案を示させていただき、ご審議いただきたいと考えています。</p> <p>他に何かご意見等ございますか。</p> <p>平成30年度に税率改定をしていますので、平成31年度については見送ったほうがよいのではないかと意見もございましたので、平成31年度の税率改定については、実施しないということでもよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、平成31年度の税率改定については、実施しないというこ</p>

<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>とで了承いたします。</p> <p>次に二つ目の平成35年度までの赤字解消計画書の案については、次回以降の協議会にてご審議いただくということで、ご了承いただいでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>以上で、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>これにて議長の任を解かせていただきます。事務局に進行をお願いします。</p> <p>それでは報告事項につきまして、事務局より報告等させていただきます。</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防事業について、説明いたします。</p> <p>資料4の1ページをご覧ください。</p> <p>この事業は、糖尿病性腎症で治療中の患者のうち、重症化するリスクの高い通院患者に対して保健指導を行い、人工透析への移行を防止するとともに、糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結びつけることを目的に、人間地区医師会様のご理解とご協力をいただきながら、平成26年度より埼玉県内の市町村に先駆けて実施しています。また、平成28年度からは、埼玉県の共同事業として実施されています。</p> <p>それでは、平成29年度の事業結果について、報告いたします。</p> <p>保健指導についてですが、糖尿病が重症化する可能性の高い方を対象に、ご自身の生活習慣を確認し、その改善に向けた支援を行うもので、16の市内医療機関にご協力をいただき、保健指導対象者候補271人の中から73人の事業参加の推薦と、かかりつけ医から4人の対象者の推薦をいただき、参加者を募集したところ、10人の参加がありました。そのうち、1人が途中辞退となりましたが、9人の方が、かかりつけ医の指示のもと、年7回または4回の保健指導を修了しました。</p> <p>参加者の検査値の平均をヘモグロビン・エーワンシー値で比較してみますと、初回面談時では7.2%ありました値が、最終面談時では6.5%となり、0.7%減少しました。ヘモグロビン・エーワンシー値が高いほど、高血糖状態にあり、日本糖尿病学会の糖尿病治療ガイドでは、合併症予防の観点から、ヘモグロビン・エーワンシーの目標値を7%未満としています。</p> <p>次に、継続支援についてですが、保健指導を修了した方に継続的なフォローを実施するもので、継続支援対象者46人に募集をしたところ、12人の参加がありました。そのうち、2人が途中辞退となりましたが、10人の方に、年2回、電話または対面での継続的なフォローを実施しました。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>保健指導に参加された9人の方にアンケート調査をお願いしたところ、8人からご回答をいただきました。自己管理の状況についての5つの質問の回答については、おおむね良い内容の回答となっています。</p> <p>最後に、受診勧奨についてですが、特定健診の検査結果が悪い状態であるのに、医療機関を受診していない医療機関未受診者176人と、糖尿病の治療を中断していると思われる医療機関受診中断者18人に対して、医療機関への受診を促す通知を送付し、その後、電話での勧奨も実</p>
-------------------------	---

施しました。また、平成29年度より、勧奨後、医療機関への受診がみられない方については、再度、通知を送付しており、未受診者113人、受診中断者8人について、更なる勧奨を行いました。

3ページをご覧ください。

平成30年度の事業についてですが、今年度も同様に埼玉県共同事業として実施されます。それでは、平成30年度の事業について、説明いたします。

保健指導については、対象者243人に対し、6月22日に募集案内通知を送付しました。8月10日まで参加募集します。7月23日現在、6名の参加申込があります。

継続支援については、対象者49人に対し、7月6日に募集案内通知を送付しました。7月31日まで参加募集します。7月23日現在、4名の参加申込があります。

受診勧奨については、医療機関未受診者177人と治療中断者25人に対し、6月29日に受診勧奨通知を送付いたしました。

また、参考資料として、事業の委託業者である株式会社NTTデータからの報告書を添付いたしました。この報告書は、平成29年度に事業に参加した埼玉県内47市町の結果報告になります。

最後に、今年度、事業実施による医療費抑制効果推計作業を、埼玉県、埼玉県医師会、埼玉糖尿病対策推進会議において進める予定となっています。推計作業については、埼玉県立大学が委託を受け、平成31年2月までに推計結果がとりまとめられるとのことです。

以上で、糖尿病性腎症重症化予防事業の説明を終わります。

続きまして、高血圧者受診勧奨事業について説明いたします。

資料5をご覧ください。

高血圧は、入間市国保加入者のうち、生活習慣病による患者数の最も多い疾患となっています。

高血圧者のうち、医療機関への未受診者及び受診中断者を医療に結びつけるとともに、高血圧以外に潜んでいる生活習慣病を予防することを目的に、平成29年度の新規事業として、高血圧者受診勧奨事業を実施いたしました。

特定健診の受診結果データをもとに、血圧の結果値が高い方を抽出し、レセプトデータから高血圧による医療機関への受診歴がない者159人に、また、最終受診日から6か月経過して受診記録がない受診中断者5人に対し、医療機関への受診勧奨を行いました。

受診勧奨結果につきましては、受診勧奨の通知発送後、3か月間に医療機関に受診したのは、未受診者10人、受診中断者2人となっています。

平成30年度につきましても、同様に実施いたします。

それでは、平成30年度の事業につきまして、説明いたします。

医療機関への受診歴がない者163人、また、最終受診日から6か月経過して受診記録がない受診中断者6人に対し、7月23日に受診勧奨通知を発送しました。

以上で、高血圧者受診勧奨事業についての説明を終わります。

最後に、医療費の増加抑制に係るPRについて、ご報告いたします。本日、鮮やかなポロシャツと名札を着用している職員がいますが、昨年

<p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>度と同様の取り組みとして、健康の保持・増進と医療費の増加を抑制するためのPRを行っています。</p> <p>ポロシャツの胸には「見直そう！その生活習慣」、背中には「自分の健康は、自分で守る！」と、被保険者の方、自らが自分の健康を守る意識の高揚をしていただくために、また、名札には、「使ってみませんか？ジェネリック医薬品」と、保険者と被保険者の互いの負担を抑制するためのPRとなっています。</p> <p>報告事項につきましては、以上になりますが、質問等ございますでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、閉会のあいさつを晝間会長代理、お願いいたします。</p> <p>(晝間会長代理あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>
-----------------------	--